

香芝市告示第59号

香芝市指定管理施設光熱費高騰対策支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

香芝市長 三橋和史

香芝市指定管理施設光熱費高騰対策支援金交付要綱の一部を改正する要綱

香芝市指定管理施設光熱費高騰対策支援金交付要綱（令和7年告示第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正案	現行
<p>(交付対象経費等)</p> <p>第3条 支援金の交付の対象となる経費は、<u>令和8年度</u>の指定管理施設の電気料金及びガス料金（以下「光熱費」という。）とする。</p> <p>2 各月の支援金の額は、<u>令和8年度</u>の各月の購入単価（光熱費を使用量で除して得た額をいい、小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）の額から、令和3年度の同月の購入単価の額を差し引いた額に、<u>令和8年度</u>の同月の使用量を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、<u>更に0.9</u>を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>令和9年2月分及び3月分</u>の支援金については、<u>令和8年度</u>の購入単価の推移から推計した購入単価及び<u>過去3年</u>における使用量から推計した使用量を用いて、支援金の額の算定をすることができるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(交付対象経費等)</p> <p>第3条 支援金の交付の対象となる経費は、<u>令和7年度</u>の指定管理施設の電気料金及びガス料金（以下「光熱費」という。）とする。</p> <p>2 各月の支援金の額は、<u>令和7年度</u>の各月の購入単価（光熱費を使用量で除して得た額をいい、小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）の額から、令和3年度の同月の購入単価の額を差し引いた額に、<u>令和7年度</u>の同月の使用量を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、<u>さらに0.9</u>を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>令和8年2月分及び3月分</u>の支援金については、<u>令和7年度</u>の購入単価の推移から推計した購入単価並びに<u>過去3年</u>における使用量から推計した使用量を用いて、支援金の額の算定をすることができるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。